

食安監発第 0403001 号
平成 20 年 4 月 3 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成 20 年 2 月 29 日付け食安監発第 0229008 号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、下記施設から出荷された貨物について輸入届出済証の交付を保留するようお願いしたところです。

今般、この事例に関して、米国農務省から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、下記施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査等の結果に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、下記処理施設において処理される牛肉等（平成 20 年 4 月 2 日以前に衛生証明書が発行されたものに限る。）については、全箱について、輸入者による外装の表示内容及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成 20 年 4 月 3 日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来通り、平成 19 年 6 月 13 日付け食安監発第 0613001 号に基づいて取り扱うこととすることを申し添えます。

記

処理施設名：スミスフィールド社トレソン工場（施設番号 267）